令和６年３月 27 日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部

新橋・虎ノ門地区におけるイノベーション創出拠点形成に向けた連携パートナー募集のお知らせ

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）は、新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドラインに基づき、当エリアにおいて、社会課題解決に挑戦するスタートアップを集め、まちぐるみで育て、イノベーションのきっかけとなる「出会い」と「場」が溢れるまちづくりに向けた検討を進めています。今般、新橋・虎ノ門地区におけるイノベーション創出拠点形成に向けた連携パートナー協定（以下「連携パートナー協定」といいます。）を機構と締結のうえ、連携パートナーとして機構と連携・協力して上記の検討を行うことを通じて、キーパーソンが密度高く集積・交流し、社会課題解決に寄与するイノベーション創出を促進するための仕組構築及び拠点形成を目指すことを目的に、連携パートナーを以下のとおり募集（以下「本募集」といいます。）します。

注）募集内容の詳細は別途配布する募集説明書一式（以下「募集説明書等」といいます。）に記載しておりますので、御参照願います。

１　対象地

東京都港区新橋・虎ノ門地区

新橋・虎ノ門地区とは、東京都港区策定「新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」（令和元年７月改定）の対象区域をいいます。

２　資格要件

本募集に応募できる者は、次に掲げる（１）から（５）に掲げるすべての要件を満たす法人とします。

（１）本募集の募集説明書等に定める協定を締結する意思を有する者。

（２）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

（３）申請書及び資料の提出期限の日時点において、機構から本募集の対象区域を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

（４）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→機構で使用する標準契約書等について→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。

（５）平成 26 年度以降、以下に示すＡ）及びＢ）の業態について、継続して、運営実績があること。なお、受託業務での実績ならびに子会社（会社法（平成 17 年法律

第 86 号）第２条第３項に規定するもの）による実績も可とします。

A）延床面積 1,500 ㎡以上のインキュベーション施設（※１）の運営実績が２年以上

B）アクセラレーター―プログラム（※２）の運営実績が２年以上

（※１）創業前または創業初期段階にある起業家や企業向けにオフィススペース（個別の貸事務室、コワーキングスペース、ブース席、会議室、イベントスペース等）を提供し、かつ、施設に配置されたインキュベーションマネージャーによる創業や事業化に至るまでの資金調達や人材獲得のためのネットワーキング、事業化や経営に関わるハンズオンといった支援を行う施設。

（※２）ビジネスプランを募集し、ベンチャー企業やスタートアップ企業に対してアクセラレーター（大手企業や自治体）がもつノウハウやリソースの提供、経営・ 資金面でのサポートを行い、短期間での事業成長を目的としたプログラム。

（６）複数者が共同で申し込む場合には、下記のとおりとします。

イ　各者が上記（１）～（５）の資格を満たすものとしますが、（５）は分担で構いません。

ロ　協定書を参加表明書の提出と併せて機構に提出し、協定書に記名した代表者が申し込んでください。なお、協定書については募集説明書等の内容を基本とします。

３　募集説明書等の配布

（１）配布期間及び配布方法

令和６年３月 27 日（水）から令和６年５月 10 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの間は除く。）

あらかじめ希望日時を電話にて調整の上、以下の場所へ来所してください。

（２）配布場所

東京都中央区八重洲１－３－７八重洲ファーストフィナンシャルビル 18 階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　都心業務部事業推進第３課

担当：持田

電話番号：03-5200-8591

（３）　配布方法

直接配布により配布します。配布にあたっては、次の（イ）から（ハ）の書類を提出していただきます。また、本募集に係る担当者の氏名、部署名、所在地、連絡先がわかるもの（名刺等）を提出してください。

（イ）　秘密保持に関する確約書（別添）

※　実印にて押印して下さい

（ロ）　印鑑証明書

※　（イ）の添付資料。発行日が提出日から３か月以内のもの。

（ハ）　商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本（登記事項証明書）

※　（イ）の添付資料。発行日が提出日から３か月以内のもの。

なお、以下の①又は②に該当する場合は、（ハ）の提出は不要です。

①　東証プライム・スタンダード及び名証プレミア・メインの上場会社（ただし、

本募集開始日時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業を除く。）

② 東証プライム及び名証プレミア上場会社の連結対象 50%を超える出資子会社（ただし、入札公告日時点において、その親会社が監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業を除く。）

4 企画提案書の提出者の選定

（１）資格要件の確認

応募者から、上記２の資格要件を満たしていることを証明するために、参加表明書等の提出を受け、資格要件の確認を行います。

① 申込受付期間

令和６年３月 27 日(水)から令和６年４月９日(火) までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

② 受付場所

上記３（２）のとおり

③ 申込方法

申込みは募集説明書等に記載する方法により行います。申込みを希望される方は、参加表明書等を持参又は郵送してください。なお、持参する場合は、上記３（２）の連絡先まであらかじめ連絡の上お申し込みください。

（２）企画提案者の選定通知

提出された参加表明書等により、資格要件を確認した上で、企画提案書の提出者を選定します。選定結果については、令和６年４月 22 日（月）に書面をお送りします。

5 優秀企画提案者の特定

（１）企画提案書の提出

① 提出方法

持参又は郵送とします。持参する場合は、事前に上記３（２）の連絡先まであらかじめ連絡の上、持参日時を調整してください。

② 提出期間

令和６年４月 23 日（火）から令和６年５月 10 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

③ 提出先

上記３（２）のとおり

（２）企画提案の評価

機構による企画提案評価を実施の上、最も優れた提案を行った評価点が最も高い方を優秀企画提案者として特定します。

（３）令和６年５月 22 日(水)に、企画提案書の提出者全員に対し、書面により、特定又は非特定の結果を通知します。

6　連携パートナー協定及び費用負担契約の締結

（1）連携パートナー協定の締結

優秀企画提案者に特定され当機構から書面により通知を受けた者については、機構と新橋・虎ノ門地区におけるイノベーション創出拠点形成に向けた連携パートナー協定の締結を行うものとします。

（2）費用負担契約の締結

優秀企画提案者に特定され当機構から書面により通知を受けた者については、機構と年度毎に連携パートナー協定に基づく費用負担契約の締結を行うものとします。

7　問い合わせ先

上記３（２）のとおり

8　その他

本募集の参加を御希望の方は、必ず募集説明書等を熟読の上、お申し込みください。

以　上

（別添）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部
本部長　中山 靖史　殿

（住所）
（会社名）
（代表者名）　　実印

秘密保持に関する確約書

当社は、新橋・虎ノ門地区におけるイノベーション創出拠点形成に向けた連携パートナー募集への参加検討（以下「本件検討」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

（秘密情報）

第１条　この確約書（以下「確約書」といいます。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料及びその他をいいます。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

一　貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報

二　貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報

三　当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報

四　貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

３　当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

（目的外利用の禁止）

第２条　当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

（秘密保持義務）

第３条　当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

２　当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

３　前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。

４　第２項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

５　第２項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。

６　当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

（秘密情報の返還等）

第４条　当社は、第６条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

２　前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

（事故時の対応）

第５条　当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」といいます。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

２　本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

（確約書の有効期間）

第６条　確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和６年５月 17 日までとします。

ただし、第４条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も５年間有効に存続するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第２項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

（損害賠償）

第７条　当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

（反社会的勢力の排除）

第８条　当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

２　当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

一　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

二　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

三　反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。

四　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

３　当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

一　脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二　偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

４　当社が反社会的勢力若しくは第２項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第１項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第４条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

５　前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

６　前５項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前５項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

（権利譲渡の禁止）

第９条　当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

（管轄裁判所）

第 10 条　当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上